別紙

【平成28年3月31日までの判定用】

農業が非課税となる農事組合法人の判定票

法人名

事業年度　平成　 年　 月　 日から

平成 　年　 月　 日まで

１　農地法第2条第3項第1号に定める事業要件を満たして（いる・いない）

(貴法人の行っている主な事業内容を以下に記載してください。)

２　農地法第2条第3項第２号に定める以下の構成員要件を満たして（いる・いない）

※組合員は、全員、次の(ア)～(ク)のいずれかに該当する必要があります。

1. 農事組合法人に、農地又は採草牧草地の所有権を移転した個人
2. 農事組合法人に、農地又は採草牧草地を使用収益させている個人
3. 農事組合法人に、農地又は採草牧草地の所有権・使用収益権の設定若しくは移転に関し、農地法の許可を申請している個人
4. 農事組合法人の事業に常時従事する者
5. 農事組合法人に、農作業の委託を行っている個人
6. 農業経営基盤強化促進法に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構
7. 地方公共団体・農業協同組合等
8. 農事組合法人の事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等

３　農地法第2条第3項第３号、第4号に定める役員要件を満たして（いる・いない）

※(ア)(イ)いずれも満たしていることが必要です。

(ア)理事の過半が農業(販売・加工等含む) の常時従事者(年間150日以上)

(イ)アの過半が農作業に年間60日以上従事

【判定結果】

○１，２，３のすべてを満たしている・・・・・非課税所得の算定を行ってください。

●１，２，３のいずれかを満たしていない・・・当期のすべての所得が課税されます。

別紙

【平成28年4月1日以後の判定用】

農業が非課税となる農事組合法人の判定票

法人名

事業年度　平成　 年　 月　 日から

平成 　年　 月　 日まで

１　農地法第2条第3項第1号に定める事業要件を満たして（いる・いない）

(貴法人の行っている主な事業内容を以下に記載してください。)

２　農民以外の組合員の出資口数割合が以下の基準を満たして（いる・いない）

(組合員が農民のみの場合、満たしているとしてください。)

【基準】①～④の者の出資口数の合計が総出資口数の1/2以下かつ、②～④の者の出資口数合計が総出資口数の1/4以下であること（地方税法施行令第17条）

1. 農業協同組合法第72 条の13 第1 項第2 号の組合員（組合）
2. 同項第4 号の組合員（その農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等）
3. ②（法人である場合に限る。）の代表者又は代理人、使用人等である組合員
4. ③以外の者で、②から受ける資金で生計を維持している組合員

３　農地法第2条第3項第３号、第4号に定める役員要件を満たして（いる・いない）

※(ア)(イ)いずれも満たしていることが必要です。

(ア)理事の過半が農業(販売・加工等含む) の常時従事者(年間150日以上)

(イ)アまたは重要な使用人のうち、1人以上が農作業に年間60日以上従事

【判定結果】

○１，２，３のすべてを満たしている・・・・・非課税所得の算定を行ってください。

●１，２，３のいずれかを満たしていない・・・当期のすべての所得が課税されます。

別紙

【令和元年５月1日以後の判定用】

農業が非課税となる農事組合法人の判定票

法人名

事業年度　令和　 年　 月　 日から

令和 　年　 月　 日まで

１　農地法第2条第3項第1号に定める事業要件を満たして（いる・いない）

(貴法人の行っている主な事業内容を以下に記載してください。)

２　農民以外の組合員の出資口数割合が以下の基準を満たして（いる・いない）

(組合員が農民のみの場合、満たしているとしてください。)

【基準】①～④の者の出資口数の合計が総出資口数の1/2以下かつ、②～④の者の出資口数合計が総出資口数の1/4以下であること（地方税法施行令第17条）

1. 農業協同組合法第72 条の13 第1 項第2 号の組合員（組合）
2. 同項第4 号の組合員（その農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を受ける者等）
3. ②（法人である場合に限る。）の代表者又は代理人、使用人等である組合員
4. ③以外の者で、②から受ける資金で生計を維持している組合員

３　農地法第2条第3項第３号、第4号に定める役員要件を満たして（いる・いない）

※(ア)(イ)いずれも満たしていることが必要です。

(ア)理事の過半が農業(販売・加工等含む) の常時従事者(年間150日以上)

(イ)アまたは重要な使用人のうち、1人以上が農作業に年間60日以上従事

【判定結果】

○１，２，３のすべてを満たしている・・・・・非課税所得の算定を行ってください。

●１，２，３のいずれかを満たしていない・・・当期のすべての所得が課税されます。